

○国土交通省令第七十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四条第二項第八号（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十四条、第三十四条の二第五項、第四十八条第三項、第五十条第一項、第五十条の二の五第二項、第七十七条第三項及び第七十八条の二第一項並びに宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する省令

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後

欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に同じの行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二～四 (略)

五 法人である場合においては、相談役及び顧問の略歴を記載した書類

六 個人である場合（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合に限る。）においては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）の略歴を記載した書類

七 事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書類

八 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員）及び令第二条の二で定める使用人の氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先を記載した書面

九～十二 (略)

改正前

(添付書類)

第一条の二 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書面は、次に掲げるものとする。

- 一 法第三条第一項の免許を受けようとする者（法人である場合においてはその役員並びに相談役及び顧問をいい、営業に同じの行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員）を含む。）以下この条において「免許申請者」という。）及び宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号。以下「令」という。）第二条の二で定める使用人が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

二～四 (略)

五 免許申請者、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

六 法人である場合においては、直前一年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

七 個人である場合においては、資産に関する調査

(新設)

八～十一 (略)

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者（個人である場合に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、法第三条第一項の免許を受けようとする者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第五号まで及び第七号並びに第一項第二号、第三号及び第五号から第九号までに掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（削る）

（名簿等の閲覧）

第五条 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿及び同条に規定する特定書類を一般の閲覧に供

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、免許申請者（個人に限る。）に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九若しくは第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

3 国土交通大臣及び都道府県知事は、免許申請者に対し、第一項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

4 法第四条第二項第一号から第三号まで並びに第一項第二号、第三号、第五号、第七号及び第八号に掲げる添付書類の様式は、別記様式第二号によるものとする。

（名簿の登載事項）

第五条 法第八条第二項第八号に規定する省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 法第六十五条第一項若しくは第三項に規定する指示又は同条第二項若しくは第四項に規定する業務停止の処分があつたときは、その年月日及び内容

二 宅地建物取引業以外の事業を行なっているときは、その事業の種類

（名簿等の閲覧）

第五条の二 国土交通大臣又は都道府県知事は、法第十条の規定により宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び法第九条の規定によ

するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(変更の手續)

2|| 第五条の二 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による変更届出書により行うものとする。

2|| 法第九条第二項において準用する法第四条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める書面は、第一条の二第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる書面とする。

3 (略)

(名簿の訂正)

第五条の三 (略)

(廃業等の手續)

第五条の四 (略)

(指定流通機構への登録事項)

第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二|| 当該宅地又は建物の取引の申込みの受付に関する状況

三・四 (略)

る変更の届出に係る書類を一般の閲覧に供するため、宅地建物取引業者名簿閲覧所（以下この条において「閲覧所」という。）を設けなければならない。

2 (略)

(変更等の手續)

2|| 第五条の三 法第九条の規定による変更の届出は、別記様式第三号の四による宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書により行うものとする。

2|| 法第九条の規定により変更の届出をしようとする者は、その変更が法人の役員、令第二条の二で定める使用人若しくは事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する法第四条第二項第二号及び第三号並びに第一条の二第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を添付して届け出なければならない。

3 (略)

(名簿の訂正)

第五条の四 (略)

(廃業等の手續)

第五条の五 (略)

(指定流通機構への登録事項)

第十五条の十一 法第三十四条の二第五項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

二・三 (略)

(従業者名簿の記載事項等)

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(削る)

一、四 (略)

2 (略)

3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 (略)

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、第十九条の二の七の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書により行うものとする。

一 (略)

二 役員の名及び令第二条の二で定める使用人があるときは、そ

(従業者名簿の記載事項等)

第十七条の二 法第四十八条第三項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一、生年月日

二、五 (略)

2 (略)

3 法第四十八条第三項に規定する従業者の氏名、住所及び同条第一項の証明書の番号並びに第一項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ当該事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第四十八条第三項に規定する従業者名簿への記載に代えることができる。この場合における同条第四項の規定による閲覧は、当該ファイル又は電磁的記録媒体に記録されている事項を紙面又は入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

4 (略)

(指定流通機構の指定の公示事項)

第十九条の三 法第五十条の二の五第二項の国土交通省令で定める事項は、前条の規定により国土交通大臣が定める地域のうち当該指定流通機構に係る地域とする。

(信託会社等の届出)

第三十一条 法第七十七条第三項又は令第九条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項(法第七十七条第三項の規定による届出にあつては第五号に掲げる事項を除く。)を記載した届出書により行うものとする。

一 (略)

二 役員の名及び住所並びに令第二条の二で定める使用人がある

の者の氏名

三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第二項第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第一条の二第一項各号（第七号及び第十一号を除く。）に掲げる書面

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二・三 (削る)

(略)

ときは、その者の氏名及び住所

三 (略)

四 前号の事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の氏名及び住所（同条第二項の規定により同条第一項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、その氏名）

五 (略)

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第五条第一項各号に該当しないことを誓約する書面

二 事務所について法第三十一条の三第一項に規定する要件を備えていることを証する書面

三 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令

二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士が法第五条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

四 相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の

五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書面

五 事務所を使用する権原に関する書面

六 事務所付近の地図及び事務所の写真

七 届出をしようとする者の役員（相談役及び顧問を含む。）、令第二条の二で定める使用人及び事務所ごとに置かれる法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士の略歴を記載した書面

八 直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

九 宅地建物取引業に従事する者の名簿

十 法人税の直前三年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

十一 登記事項証明書

十二・十三 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第七十条第一項の規定により公告し、同条第二項及び第四項の規定により通知し、並びに同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八・十九 (略)

二十 法第七十八条の三第一項の規定により免許等に関する情報を提供し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一～二十三 (略)

二十四 第五条の三の規定により訂正すること。

二十五～二十七 (略)

2 (略)

3 (略)

(権限の委任)

第三十二条 法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、宅地建物取引業者又は法第三条第一項の免許を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十三号から第十九号まで及び第二十七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一〇十六 (略)

十七 法第七十条第一項の規定により公告し、及び同条第三項の規定による報告を徴収すること（認可宅地建物取引業者が行う取引一任代理等についてするものを除く。）。

十八・十九 (略)

二十 法第七十八条の三第一項の規定により書類の写しを送付し、及び同条第二項の規定により通知すること。

二十一～二十三 (略)

二十四 第五条の四の規定により訂正すること。

二十五～二十七 (略)

2 (略)

(A4)

添付書類(8)
略歴書(専任の宅地建物取引士等)

住 所	電話番号() -		
(フリガナ)氏名	生年月日	年 月 日	
職 名	登録番号		
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。
年 月 日

氏名

備 考

法第31条の3第2項の規定により同条第1項の宅地建物取引士とみなされる者にあつては、本様式の作成を省略することができる。

別記様式第二号添付書類(6)を次のように改め、同書類を別記様式第二号添付書類(8)とする。

(A4)

添付書類(5)
資産の状況を示す書面

年 月 日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産 現 金 預 金 有 価 証 券 未 収 入 金 土 地 建 物 備 品 権 利 そ の 他 計		
負 債 借 入 金 未 払 金 預 り 金 前 受 金 そ の 他 計		

備 考

- 1 この書面は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

別記様式第二号添付書類(7)を削り、別記様式第二号添付書類(5)を添付書類(7)とし、添付書類(4)を添付書類(6)とし、添付書類(3)を添付書類(4)とし、同書類の次に次の一書類を加える。

(A4)

添付書類 (3)
略 歴 書

(フリガナ) 氏 名			
職 名		登録番号	
職 歴	期 間	従事した職務の内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

別記様式第二号添付書類(2)の次に次の一書類を加える。

別記様式第三号の四中「第五条の三」を「第五条の二」に、「宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書」を「変更届出書」に改め、「宅地建物取引業者名簿の登録事項のうち、」を証する。別記様式第三号の五中「第五条の五」を「第五条の四」に改める。

様式第九号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 標 識	
免 許 証 番 号	国土交通大臣、 知事 () 第 号
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 理 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている 専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数) 人
主たる事務所の所在地	電話番号()

35cm以上

30cm以上

備 考

本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

別記様式第九号を次のとおり改める。

別記様式第十号を次のとおり改める。

様式第十号（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票 この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣 () 第 号 知事		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
代 表 者 氏 名			
商 号 又 は 名 称			
主たる事務所の所在地	電話番号 () -		
この場所における 業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取 扱 っ け る 宅 地	名 称	
	建 物 の 内 容	所 在 地	

40cm以上

35cm以上

備考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

様式第十一号の二（第十九条関係）

標 識

宅地建物取引業者票（代理・媒介） この標識は、宅地建物取引業者としての免許の主要な内容とこの場所で分譲する宅地建物の内容を表示しています。			
免 許 証 番 号	国土交通大臣（ ）第 号 知事		
免 許 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地	電話番号（ ） —		
この場所における 業 務 の 内 容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取り扱う宅地 建物の内容	名 称	
		所在地	
売 主	商号又は は名称		免 許 証 番 号 国土交通大臣（ ）第 号 知事

45cm以上

35cm以上

備 考

本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第十一号の二を次のとおり改める。

別記様式第二十七号を次のとおり改める。

様式第二十七号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票	
届 出 番 号	第 号
届 出 年 月 日	年 月 日
商 号	
代 表 者 氏 名	
この事務所の代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数	(宅地建物取引業に従事する者の数 人)
主たる事務所の所在地	電話番号 () -
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。	

35cm以上

30cm以上

備 考

- 1 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
- 2 本標識中、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」欄の「宅地建物取引業に従事する者の数」は、「この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の数」について変更があった場合のみ、変更すること。

様式第二十八号（第十九条関係）

標 識

宅 地 建 物 取 引 業 者 票 この標識は、宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出の 主要内容とこの場所における業務の内容を表示しています。			
届 出 番 号		第 号	
届 出 年 月 日		年 月 日	
商 号			
代 表 者 氏 名			
主たる事務所の所在地		電話番号（ ） -	
この場所における 業務の内容	業 務 の 態 様	契約の締結・契約の申込みの受理等	
	取 扱 っ 宅 地	名 称	
	建 物 の 内 容	所 在 地	
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。			

35cm以上

40cm以上

備 考

1. 本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第9条第3項の規定による届出をした日を記載すること。
2. 本標識を掲示すべき場所が宅地建物取引業法施行規則第16条の5に該当しない場所においては、標識中に次の文言を2センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。
 「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」

別記様式第二十八号を次のとおり改める。

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第十五条の十一の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。